

社会福祉法人一麦福祉会役員報酬規程

(2013年 3月14日制定)

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一麦福祉会の役員 の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(報酬額)

第3条 報酬額は、別表1のとおりとする。

(支給日)

第4条 理事報酬は、その都度支払う。

(改 正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、2013年 3月14日から施行する。

別表 1

役 職 名	報酬の額
理 事	日 額 10,000円